

ブライダル需要喚起事業補助金（令和4年度）に係るQ & A

【対象事業者】

問1 対象となる事業者はどのような者ですか。

(答) 長野県内の結婚式場を運営する者又は、県内で挙行される結婚式を企画・運営する者（プランナー等）です。

事業者の所在地が県内である必要はありません。

【信州結婚式プラン】

問2 信州結婚式プランとは、何ですか。

(答) 結婚式場業等を営む者が提供する結婚式の計画をいいます。

なお、信州結婚式プランの条件は、以下のとおりです。

- (1) 飲食を伴うものであること。
- (2) 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会が作成した、結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に沿った内容であること。
- (3) いずれかが県内に住民票を有するカップルを対象とするものであること。
- (4) 結婚式実施以後、少なくとも1年間は、いずれかが県内に住民票を有する状態を継続することを誓約するカップルを対象とするものであること。
- (5) 他に、信州結婚式プランに沿った結婚式を行っていないカップルを対象とするものであること。
- (6) 信州の安心なお店認証制度認証店又は新型コロナ対策推進宣言店で結婚式を行うものであること。

問3 信州結婚式プランの対象となる結婚式とは、何ですか。

(答) 社会通念上、カップルが結婚等を機に催す挙式及び披露宴、又は単独で催される披露宴のことをいいます。

【対象経費】

問4 どのような経費が補助対象経費となりますか。

(答) 信州結婚式プランに沿った結婚式の経費からクーポン券で割り引いた額が補助対象経費です。

【対象期間】

問5 いつ実施した結婚式が対象となりますか。

(答) 県からの内示通知日以後、令和4年5月13日から令和4年10月31日までの間に実施した結婚式が対象となります。

【補助金額・補助上限額】

問6 1カップル当たりの補助上限額はありますか。

(答) 1カップル当たりの補助上限額は10万円です。

なお、補助金額は次のアからウを比較し、いずれか少ない額になります（消費税及び消費税相当額は含みません）。なお、算出した額に1万円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

ア クーポン券の券面額

イ 10万円

ウ 信州結婚式プランに沿った結婚式のクーポン券による割引後の額に1/5を乗じて得た額

問7 対象となる結婚式に最低額はありますか

(答) 最低額（規模）はありません。ただし、補助金額に1万円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てます。

【事業計画書】

問8 県内に複数の式場を運営する場合、まとめて申請が必要ですか。

(答) 事業者単位での申請が原則ですが、各式場単位での申請でも構いません。その場合、委任状の提出が必要になります。なお、各申請単位で補助金枠の管理や交付申請書兼実績報告書を提出することになります。

問9 補助見込額の算定に当たり、信州結婚式プランの販売額は税込み価格か、それとも税抜き価格か。

(答) 税抜き価格で算定してください。

問10 事業計画書の内容を県が承認した場合、事業者には通知が届きますか。

(答) 内示通知を事業者あてに送付します。

【結婚式について】

問 11 挙式のみ実施する場合は補助金の対象になりますか。

(答) 挙式のみは対象外となります。

問 12 昨年・一昨年、コロナ禍で招待客を呼べず、結婚記念写真のみ撮影をしたカップルが、補助対象期間内に改めて結婚式を実施します。対象になりますか。

(答) このカップルが、補助対象期間中に信州結婚式プランに沿った結婚式を他で実施していない場合は、対象となります。

問 13 過去、結婚式を実施したことがあるカップルが、2回目（以上）の結婚式を実施する場合は対象になりますか。

(答) このカップルが、補助対象期間中に信州結婚式プランに沿った結婚式を他で実施していない場合は、対象となります。

問 14 自宅で行う結婚式は対象になりますか。

(答) 信州の安心なお店認証制度の認証店又は新型コロナ対策推進宣言店で行う結婚式を対象としているため、対象外となります。

問 15 挙式・披露宴を実施せず、写真撮影のみの場合は対象になりますか。

(答) 対象外となります。

問 16 結婚式場以外（レストラン等）で結婚式を行う場合は対象になりますか。

(答) 信州の安心なお店認証制度の認証店又は新型コロナ対策推進宣言店で行うものであり、補助対象事業者の要件を満たす場合は対象となります。

【感染防止対策】

問 17 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会が作成した、結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」はどこで確認ができますか。

(答) 次の公益社団法人日本ブライダル文化振興協会のホームページで確認できます。
<https://www.bia.or.jp/guidelines/>

問 18 結婚式場以外（レストラン等）で結婚式を行う場合も、「結婚式場業『新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン』」を守ることは必要ですか。

(答) 必要です。

【申込者（カップル）について】

問 19 申込者はカップルのうちどちらでも良いですか。

(答) カップル双方が県内在住者であれば、どちらが申込者でも構いません。一方が県内、もう一方が県外在住者の場合は、県内在住者が申込者となります。

問 20 県内在住のカップルが県内で結婚式を実施後、県外に転出する場合、補助金の対象になりますか。

(答) 結婚式後、引き続き県内に1年以上在住する予定である方を対象としており、夫婦そろって1年以内に県外へ転出される予定の方は対象外となります。

問 21 結婚式後、県外に転出する可能性があるカップルは対象になりますか。

(答) 結婚式を実施した日から、1年以上県内に居住する予定である方を対象としています。転勤等により1年以内の県外転出が確定している方は、対象外となります。なお、転勤等の可能性はあるが未確定の場合は対象となります。

問 22 県外在住のカップルが県内で結婚式を実施後、県内に移住する場合、対象となりますか。

(答) 式実施時点で県内在住でないため、対象外となります。

問 23 県内に在住していることの確認はどのように行いますか。

(答) 住民票で確認します。式実施時点で住民票が長野県内であることが必要です。なお、住民票は、発行後3か月以内のものとしてください。

問 24 信州結婚式プランの条件に「結婚式実施以後、少なくとも1年間は、いずれかが県内に住民票を有する状態を継続することを誓約するカップルを対象」とありますが、どのように確認すればよいですか。

(答) 申込時に誓約することを確認してください。利用申込書に誓約欄を設ける等の方法が考えられます。

なお、県で利用申込書の参考様式を作成していますので、ご参照ください。

問 25 信州結婚式プランの条件に「他に、信州結婚式プランに沿った結婚式を行っていないカップルを対象」とありますが、どのように確認すればよいですか。

(答) 申込時に他に行っていないことを確認してください。利用申込書に確認欄を設ける等の方法が考えられます。

なお、県で利用申込書の参考様式を作成していますので、ご参照ください。

問 26 申込者（カップル）には何をしてもらう必要がありますか。

(答) 結婚式を予定している結婚式場等に対して、利用申込書及び住民票の提出をしてもらう必要があります。

問 27 結婚（婚姻届出）後、数年経過した夫婦が結婚式を実施する場合も対象となりますか。

(答) 対象となります。

問 28 制度開始前に予約された結婚式は対象になりますか。

(答) 予約済みの結婚式でも、信州結婚式プランに切り替えることで対象になります。

【割引・クーポン券】

問 29 クーポン券の様式は決まっていますか。任意の場合、必ず記載しなければならない項目はありますか。

(答) クーポン券の様式は任意です。クーポン券には、額面（割引額）・プラン名・事業者名・発行日・有効期間及び利用者（カップル）名は必ず記載してください。
なお、県で参考様式を作成していますので、ご参照ください。

問 30 割引額は、事業者が自由に設定可能ですか。

(答) 設定可能です。ただし、カップルごとに補助上限額があることに注意が必要です。

問 31 長野県が発行するプレミアム付き食事券と併用は可能ですか。

(答) 本補助金によるクーポン券とは併用できません。

【交付申請書兼実績報告書】

問 32 3回目の対象期間に5月から10月分の実績をまとめて申請・報告することはできますか。

(答) 原則2か月ごとの実績を申請・報告してください。

問 33 結婚式を実施したことが確認できる写真とは具体的にどのようなものですか。

(答) 信州結婚式プランに沿った結婚式を実施していることが確認できる必要があります。

す。

- ・ 挙式及び披露宴の状況
- ・ 飲食風景の写真
- ・ 信州の安心なお店認証制度認証店又は新型コロナ対策推進宣言店であることの写真（ステッカー等）

問 34 結婚式を実施したことが確認できる写真を提出することは、カップルやその親族の肖像権の侵害にあたりませんか。

(答) 無断で写真を撮ったり利用したりすることは、肖像権の侵害にあたる可能性があります。このため、カップルに対しては、プランの申込時に、補助金申請に必要なものとして説明いただいた上で、写真撮影とその写真を提出することに同意いただく必要があります。

また、カップルの同意のほか、参加者に対しては結婚式の際に、「県へ結婚式費用の助成を申請するため、結婚式の状況を撮影し、その写真を県へ提出します」と掲示するなどの方法が考えられます。

なお、県では提出いただいた写真を補助金の審査目的以外に利用しません。